

社会福祉法人大関保育園定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、地域の子育て世帯の意向を尊重し、多様なニーズに応えるよう創意工夫しつつ、「子どもはみんなほとけの子」であることを基本理念とし、その子供たちがこころ豊かに成長していくよう、また心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり保育事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人大関保育園という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を福井県坂井市坂井町大味27号14番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることもできる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、報酬等を支給しない。

第三章 評議員会

(構成及び議長)

- 第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(権限)

- 第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 役員に対して、報酬等を支給しない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成及び議長)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、当該理事会に出席した理事の中から選出する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1） 福井県坂井市坂井町大味14字前田 52番地5・52番地1・52番地2・52番地3・52番地4・53番地3・53番地4・53番地5所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建て 大関保育園 園舎1棟 976.30m²

（2） 福井県坂井市坂井町大味14字前田54番 宅地176.00m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、坂井市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には坂井市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうちの現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実

な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、坂井市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を坂井市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人大関保育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 野村 幹男

理事 国京 茂助

〃 高島 正治

〃 田崎 小平

〃 森川 繁二

〃 黒川 並

〃 伊藤 忠雄

〃 後 長次郎

〃 文珠 立性

監事 長谷川 肇

〃 浅田 良治

昭和 44 年 3 月 3 日 設立認可

昭和 52 年 5 月 10 日 一部変更認可

昭和 62 年 3 月 27 日 一部変更認可

平成 11 年 10 月 14 日 一部変更認可

平成 12 年 11 月 8 日 一部変更認可

平成 15 年 5 月 16 日 一部変更認可

平成 17 年 12 月 28 日 一部変更認可

平成 25 年 5 月 25 日 一部変更認可

平成 28 年 9 月 23 日 一部変更認可

平成 29 年 1 月 6 日 新制度に対しての定款変更認可

平成 29 年 7 月 13 日 一部変更認可

令和 2 年 3 月 30 日 一部変更認可

令和 3 年 4 月 21 日 一部変更認可

幼保連携型認定こども園 大関保育園
運営規程（園則）

(事業所の名称及び所在地)

第1条 社会福祉法人大関保育園が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 大関保育園
(2) 所在地 福井県坂井市坂井町大味27-14

(施設の目的及び運営方針)

第2条 大関保育園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。
- 3 当園は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。
- 4 当園は、坂井市の特定教育・保育に関わる関係条例等を遵守し、運営するものとする。
- 5 当園は、浄土真宗のみ教えに基づき、浄土真宗本願寺派保育連盟の「まことの保育」の理念のもと、困難な時代を生き抜く力と優しい心を培うことの教育保育理念とする。
- 6 当園は、「仏さまをおがみ主体的に生きる元気な子どもを育む」「ありがとうのいえる、心の豊かな子どもを育む」「お話をよく聞き、想像し表現する子どもを育む」「仲よくし、仲間と共に育ち合う子どもを育む」ということを教育保育目標とする。

(認可定員及び学級の編制)

- 第3条 当園の認可定員は、120名とし、満3歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行う為、学級を編成するものとする。
- 2 1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成することを原則とする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

- 第4条 当園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。
- (1) 教育標準時間の認定を受けた子ども (1号認定)
15名 (年長児5名・年中児5名・年少児5名)
- (2) 保育時間の認定を受けた子どものうち満3歳以上の子ども (2号認定)
60名 (年長児25名・年中児20名・年少児15名)
- (3) 保育時間の認定を受けた子どものうち満3歳未満の子ども (3号認定)
45名 (2才児20名・1才児15名・0才児10名)

(提供する教育・保育等の内容)

- 第5条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。
- (1) 特定教育・保育（第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業（保育標準時間認定・保育短時間認定）
- (5) その他 子どもの生活全体が豊かになるための便宜の提供
- (6) 障害児保育（ふれあい保育）
- (7) 預かり保育（教育時間認定）

(教育課程)

- 第6条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園長が別に定める。

(学年及び学期)

- 第7条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 1年を次の3学期に分ける。
- (1) 第1学期 4月1日～ 8月31日

- (2) 第2学期 9月1日～12月31日
- (3) 第3学期 1月1日～3月31日

(教育・保育を行う時間等)

第8条 当園の教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 月～金 7時～18時（保育標準時間） 7時～16時（保育短時間）
土 8時～17時
- (2) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間
 - ・教育時間 9時～14時
 - ・預かり保育 教育時間以外の時間他において、別表に掲げる利用者負担金を支払う場合には、当園開園時間の範囲内にも保育を提供する。
- (3) 保育標準時間認定に係る保育時間
 - (1) に定める範囲内で、保育を必要とする時間とする。
- (4) 保育短時間認定に係る保育時間
 - (1) に定める範囲内で、保育を必要とする時間とする。
- (5) なお、(1)以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供する。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第9条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、土曜保育は希望保育とする。また、教育標準時間認定を受けた児童については、原則として月曜日から金曜日までとする。

- 2 当園の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 年末年始
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3 教育標準時間認定を受けた児童に関しては、以下の期間及び日は休園日とする。但し、別表に掲げる利用者負担金を支払う場合には、土曜日、夏季休園・冬季休園、春季休園に登園することは妨げない。
 - (1) 夏季休園 8月10日～8月12日
 - (2) 冬季休園 12月25日～1月7日
 - (3) 春季休園 3月29日～4月3日
 - (4) 土曜日
- 4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、園長は前2項および第3項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。
- 5 非常災害その他急迫の事情があるとき、または、やむを得ない事情があるとき

は、園長は第1項の規定に関わらず臨時に教育・保育を行わないことがある。

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第10条 第5条に規定する子育て支援事業の内容については次のとおりとする。

- (1) 子育て応援相談事業
- (2) 一時預かり保育事業

(職員の職種、員数及び勤務の内容)

第11条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、園の運営状況や利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

- (1) 園長 1名
 - (2) 主幹保育教諭 2名
 - (3) 保育教諭 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)において必要とする人数
 - (4) 栄養士・調理員 2名
- 2 前項目の職員のほか、その他必要な役職者・職員を置くことがある。役職者は「教頭」「副主幹保育教諭」「チーフ保育教諭」「給食チーフ」「事務職員」「教育保育補助職員」とする。
- 3 本条に定める職員の職務は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の他の関係法令の定めるところによる。

(園医等)

第12条 当園の園医、園歯科医、園薬剤師を各1名置く。

(入園、退園、転園、休園、及び卒園に関する事項)

第13条 当園の入園は、保護者からの申し込みをうけ、選考のうえ園長が許可する。

第14条 当園の入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する者は、所定の入園願書(申込書)を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定を受けた者は園に、保育時間の認定を受けた者は居住市町村に申し込むものとする。

- 2 利用の申し込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に当園を利用している教育標準時間の認定を受けた子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

- 準を定める条例（平成26年9月29日条例第23号）第6条により、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 利用申込のあつた保育時間の認定を受けた者と現に当園に利用している保育時間の認定を受けた子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、支給認定に基づき、保育に必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 5 当園は、保育時間の認定を受けた子どもの利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条により、できる限り対応する。
- 6 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

第15条 当園に入園を許可された者の保護者は、当該入園許可の日から指定の期日までに入園手続きを行わなければならない。

第16条 退園、転園又は休園しようとする者は、あらかじめ、その理由を付して園長に届け出るものとする。

第17条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子どもが小学校就学の始期に達した時
 - (2) 3号認定を受けた子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(賞 罰)

- 第18条 園長は、心身の発達が著しい子ども又は他の模範となる子どもを表彰する事ができる。
- 2 他の子どもに対し、教育上好ましくないと思われるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。

(利用者負担その他の費用等)

- 第19条 支給認定保護者は、支給認定保護者が居住する市町村長が定める利用料を、当園へ支払うものとする。
- 2 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する

便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用料などの納付方法等)

第20条 当園に在園するものは、毎月その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第21条 当園においては、子どもの安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

- 2 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。
- 3 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、市子育て支援課及び支給認定保護者に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。
- 4 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 当園は、園児の人権に十分配慮するとともに、園児一人一人の人格を尊重して、その運営を行う。

- 2 当園は、所在する地域との交流及び連携を図るよう努める。
- 3 当園は、園児が地域住民と交流できる機会を確保するよう努める。
- 4 当園は、園児の保護者及び地域住民に対し、当園の運営の内容を適切に説明するよう努める。

(差別的取扱いの禁止)

第23条 当園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無に関わらず、等しく教育・保育を提供する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第24条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する行為をいう。
 - 3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市子育て支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(園児の心身の状況に合わせた指導)

第25条 当園は、園児が心身の状況によって履修することが困難なものについて、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(食事)

第26条 当園は、園児に食事を提供するときは、原則として当園内で調理する方法により行う。

- 2 当園における食事の献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- 3 当園は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 4 当園における調理は、あらかじめ作成された献立に従って行う。
- 5 当園は、園児の食育の推進に努める。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第27条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を傷つける等その権限を濫用しない。

(苦情への対応)

第28条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(保護者との連絡)

第29条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について当該園児の保護者の理解及び協力を得るよう努める。

(関係市町村、市町村教育委員会等との連携)

第30条 当園は、その所在する地域において子どもが健やかに育成されるよう、坂井市、坂井市教育委員会、民生委員及び児童委員、児童福祉施設等との緊密な連絡及び協力の体制を確保する。

(小学校との連携)

第31条 教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(秘密の保持)

第32条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(安全対策と事故防止)

第33条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、適切な対応に努める。

- 2 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 3 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市子育て支援課にも報告する。
- 4 当園は、食物アレルギーに対しては個々の園児の状況に応じ、保護者と協議して対応する。

(健康管理・衛生管理)

第34条 当園では、子どもに対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第

56号)に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

第35条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第36条 当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する保育・教育等の状況、その他運営状況の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育等の質の向上を目指す。

(記録の整備)

第40条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 保育・教育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定こども園指導要録 | 20年間 |

(付則)

この規程は、令和2年4月1日より施行する。